

【1】事業の趣旨、事業概要について

1. 事業の目的

本事業は、生活が困窮している子育て世帯の子どもに対して、生活指導や軽食の提供、キャリア教育を行うための居場所を提供し、意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、自己肯定感を高め将来的に自立できるよう居場所型学習支援を推進する事を目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

宮古島市子供の居場所の運営事業（子供の貧困緊急対策事業）

(2) 事業の場所

宮古島市内（伊良部地区）において業務受託者が設置する学習支援教室

(3) 委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

運営時間は、月曜日から金曜日までとし、開所時間は午後2時～9時とする。

※土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月30日を除く毎日。ただし、休所日及び開所時間に関しては地域の実情に応じ調整する事も差し支えない。

(4) 委託料（見積もり限度額）

予算限度額11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む、上限価格）

事業費の算出に当たっては、下記の内容に注意すること。

- ① 宮古島市内に場所を確保するための事務所借り上げにかかる費用（敷金・礼金・家賃等）を含む。
- ② 子供の居場所には、事業を担当する責任者として、居場所管理者1名のほか、利用人数に応じて、必要な支援員を配置すること。ただし、支援員は、子供に寄り添いながら支援を行える者とする。※人件費には、報酬（賃金）のほか、社会保険料（雇用保険料、労働保険料等）に係る事業主負担分を含む。
- ③ 本事業により必要となる機械・器具等については、リース又はレンタル料で積算する。
- ④ 通信運搬費、光熱水料、消耗品、印刷製本費も積算すること。
- ⑤ 送迎用車両もリース料で積算すること。

- ⑥ キャリア形成支援活動のバス賃借もリース料で積算すること。
- ⑦ 食事の提供は月曜日から金曜日までとし {必要に応じて最低限度の食事（軽食）の提供を行うこと。委託及びケータリングでも可} 積算すること。
※食中毒等の事故が発生しないように十分な対策を講じること。
- ⑧ 利用者の受入人数は1日10名程度とする。
※支援対象者は主に、生活困窮状態にある、小学生、中学生、高校生、特別支援学校を対象者とする。

（5）その他

- ① 自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、心のケアの支援も行うこと。
- ② 本事業の遂行にあたっては、委託者である宮古島市及び子ども自立支援員と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- ③ 本事業の遂行にあたり知り得た情報について、外部への漏えいがないように注意すること。また委託者である宮古島市が提供する資料等を許可なく第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- ④ 本事業の履行にあたって、クレーム等が生じた場合、速やかに宮古島市に報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- ⑤ 業務の実施にあたっては法令を遵守すること。

【2】企画提案への応募について

1. 応募資格

本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 宮古島市に営業所等を有する法人・団体であること（NPO、社会福祉法人、学校法人、会社等も含む）。
- ② 実施できる規模のスタッフ（支援員等）を確保し、事業を的確に遂行できること。
- ③ 本事業の趣旨を十分に理解した上で宮古島市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施できること。
- ④ 収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ⑤ 雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- ⑥ 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「宮古島市個人情報保護条例」を遵守することができること。
- ⑦ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定する者に該当しないこと。（契約を締結する能力を有しない者、破産手続きの決定を受けている者等）
- ⑨ 市税及び消費税を滞納していないこと。

2. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

内 容	期 間 等
マスコミ発表	令和3年2月17日（水）ホームページ、マスコミ等に周知する。
公募受付	令和3年2月17日（水）午前9時から 令和3年2月24日（水）午後5時まで 書類等は「福祉部福祉政策課」にて配布する。 （土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで） もしくは市ホームページよりダウンロードも可。
質問の受付	令和3年2月17日（水）午後2時から 令和3年2月22日（月）午後12時まで ※ファックス送信後、「福祉部福祉政策課」に送信確認の電話をすること。
質問の回答	令和3年24日（水）午前中 ※質問の回答は全ての参加申込者あてにファックスで回答する。
企画提案書等の提出期限	令和3年2月17日（水）午前9時から 令和3年2月26日（金）午後5時まで。
プレゼンテーション・ヒアリング	令和3年3月1日（月）午前10時00分～ 宮古島市役所総合庁舎 3階会議室①
審査結果の通知	令和3年3月3日（水）に通知する予定。

3. 質問事項の受付

（1）質問期間及び方法

令和3年2月17日（水）から令和3年2月22日（月）午後12時まで
（様式4）質問票にて「福祉部福祉政策課」あてにファックスで提出すること。

（2）質問回答方法及び回答日

質問の回答は、令和3年2月24日（水）午前中に、全ての参加申込者あてにファックスにて回答する。

※電話での問い合わせ等は受け付けない。

4. 参加申し込み

（1）受付期間

令和3年2月17日（水）午前9時から令和3年2月24日（水）午後5時まで

（2）提出方法

「福祉部福祉政策課」まで持参により提出。

※提出の際は、事前に「福祉部福祉政策課」に連絡すること。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本1部提出すること。

①公募参加申込書	2部	指定様式による（様式1） ※代表者印を押印
②登記事項証明書または 登記簿謄本	2部	申込日の3ヶ月以内に発行されたもの
③定款の写し	2部	
④役員名簿	2部	
⑤納税証明書	2部	税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書、 直近2ヶ月分の市町村民税ならびに固定資産税 （納税義務がなければ提出不要）
⑥財務諸表	2部	直近の決算時のもの（あれば提出）
⑦業務経歴書	2部	指定様式による（様式2）
⑧誓約書	2部	指定様式による（様式3）

5. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和3年2月17日（水）から令和3年2月26日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

「福祉部福祉政策課」まで持参、または郵送（必着）により提出。

※提出の際は、事前に「福祉部福祉政策課」に連絡すること。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本9部提出すること。

①企画提案書	10部	指定様式による（様式5）の項目毎に企画の概要を記入する。※適宜拡張して（ページ数を増やして）記載すること。
②見積書	10部	税込金額で記入すること。様式6を基本に任意で作成しても構いません。※代表者印を押印
③従事予定者調書	10部	指定様式による（様式7）

※提出された書類は返却致しません。

※企画提案に係る経費については応募者の負担とする。

6. プレゼンテーション

子供の居場所の運営事業業務委託企画提案事業を実施する。但し、採点は下記の「7. 選定の方法」に基づき個別に行い、各事業の予定候補者順位を決定する。

(1) 日時及び場所

- ① 日時：令和3年3月1日（月）午前10時00分～
- ② 場所：宮古島市総合庁舎3階会議室① ※変更がある場合には電話にて連絡します。

(2) プレゼンテーション実施方法

- ① 1事業者あたりの時間：概ね30分とする。（説明20分、質疑10分）
- ② プレゼンテーションの方法
 - ・当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとに口頭によるプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
 - ・プレゼンテーションの出席者は2名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。
 - ・島外事業者の場合は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、WEB会議となる場合があります。

7. 選定方法

- ① 参加申込の際に提出された書類等に基づく審査後、企画提案内容のプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、令和3年度子供の居場所の運営事業業務委託選定委員会において審査を行い、予定候補者順位を決定する。
- ② 委員ごとに選定基準表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い団体を予定候補者に選定する。
- ③ 委員ごとに選定基準表に示す項目ごとに採点し、その合計点が同点の場合は、再度ヒアリングを実施し決定する。

8. 選定結果の公表

選定結果については、令和3年3月3日（水）に通知する。選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

9. 契約締結等

- (1) 契約期間：契約を締結した日から令和4年3月31日
- (2) 予定候補者順位第1位者と業務委託の契約締結交渉を行う、ただし、順位第1位が本要領で規定する要件に該当しないと認められる場合または契約締結交渉が不調となった場合は次点者と契約交渉を行う。
- (3) 受託者の決定後、業務委託仕様について受託者と協議の上、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。

10. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本実施要領に適合しない場合
- ② 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ③ 見積書が契約限度額を超えている場合
- ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

11. その他留意事項

- ① このプレゼンテーションに参加する費用は全て参加申込者の負担とする。
- ② 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。
- ③ 提出書類の「従事予定者調書（様式7）」に記載の配置予定者がやむを得ない事情により交代する場合は、宮古島市と協議し承認を得ること。
- ④ 提出された書類等は返却しません。
- ⑤ 提出書類の著作者は参加する事業者に帰属する。ただし宮古島市がこの公募結果の報告、公表等の為に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑥ この公募に係る情報公開請求があった場合は、宮古島市情報公開条例に基づき判断する。
- ⑦ 「4. 参加申し込み」後に辞退する場合は辞退届（様式8）を提出すること。

12. 応募に関する問い合わせ先

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 福祉部 福祉政策課

地域福祉係（担当：岡村、外間、与那覇）

電話：0980-73-1981

FAX：0980-73-1963